



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年8月17日(金) 第9626号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○保安林予定森林(同)	2
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○同	3
公 告	
○土地改良区役員の就任の届出(農村整備課)	3
○都市計画区域の変更(都市計画課)	4
○都市計画公園の変更に係る縦覧(同)	5
○道路位置の指定(建築課)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第232号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字白井平10004の26、10004の27
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字南物見10653の39から10653の42まで、10653の47
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第233号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 前橋市金丸町字金丸359の2、360、361
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課並びに前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第234号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、吾妻都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 吾妻都市計画道路 (1) 3・5・3号 植栗線 (2) 3・4・5号 原町駅南口線
(3) 3・6・9号 植栗川戸線 (4) 3・4・2号 原町仲通り線 (5) 3・4・4号 槻木稻荷城線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・5・3号 植栗線
変更する部分 東吾妻町大字植栗地内
 - (2) 3・4・5号 原町駅南口線
変更する部分 東吾妻町大字川戸地内
 - (3) 3・6・9号 植栗川戸線
変更する部分 東吾妻町大字植栗、大字岩井、大字金井及び大字川戸地内
 - (4) 3・4・2号 原町仲通り線
変更する部分 東吾妻町大字原町地内
 - (5) 3・4・4号 槻木稻荷城線
変更する部分 吾妻町大字金井及び大字原町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び東吾妻町建設課

◎群馬県告示第235号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中之条都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画道路 3・4・3号 名久田竜ヶ鼻線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 中之条町大字伊勢町
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び中之条町建設課

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
境小此木	理 事	再 任	浅見一芳	伊勢崎市下蓮町174番地

同	同	福田哲夫	同 国領町669番地2
同	同	倉林勝	同 境下武士497番地1
同	同	関口和彦	同 境小此木132番地
同	同	内田壽志	同 同 138番地
同	同	関口哲也	同 同 150番地
同	同	関口延雄	同 同 158番地
同	同	内田新一	同 同 241番地
同	同	天田雅彦	同 同 338番地1
同	同	天田淳	同 同 354番地
同	同	天田勝行	同 同 368番地2
同	同	天田貢	同 同 406番地
同	同	天田勉	同 同 407番地
同	同	天田傳	同 同 416番地1
同	同	天田仁正	同 同 424番地2
同	同	富岡勝男	同 同 501番地
同	同	岸英一	同 同 609番地
同	同	堀込満	同 同 624番地
同	同	石原弘一	同 同 663番地
同	同	岸一夫	同 同 1803番地1
同	同	富岡忠士	同 同 1867番地1
同	同	石原暁	同 同 2032番地
同	同	富岡勝	同 同 乙2035番地
監事	同	浅見誠	同 下蓮町169番地
同	同	小此木福司	同 国領町647番地2
同	同	石原秋男	同 境小此木723番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、長野原都市計画区域を次のように変更する。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画区域の名称 長野原都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山のうち454-4から454-6まで、454-8、454-9、454-15から454-45まで、454-47から454-70まで、454-72から454-79まで、454-81から454-90まで、454-92から454-103まで、454-108から454-127まで、502-1から502-9まで、504-11、510-4、523-3、540-2、540-4、540-15、545から547まで、552-40、552-41、552-43、552-44、574-1、574-5から574-25まで、574-28から574-30まで、574-32、574-37から574-39まで、574-49、574-50、574-52、574-55、574-56、575及び576、字下打越のうち487-5、487-12、490-5及び490-12から490-14まで、字北入のうち561-6から561-8まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

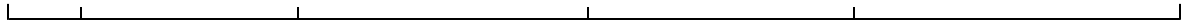
- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画公園 2・2・2号 殖蓮1号公園
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年7月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年8月17日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保3477-11、3724の一部	延長 幅員 34.95 4.60	群馬県指令前土第304-11号 平成30年7月2日
2	同	佐波郡玉村町大字上飯島316-9	延長 幅員 26.51 5.00	群馬県指令前土第304-13号 平成30年7月24日
3	同	北群馬郡吉岡町大字南下字鬼ヶ橋1375-42	延長 幅員 34.95 5.00	群馬県指令前土第304-14号 平成30年7月24日



毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
